地方独立行政法人堺市立病院機構 第4期 中期目標【対照表】

第3期中期目標

第4期中期目標(案)

前文

地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「病院機構」という。)は、平成 24 年 4 月に設立され、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等 を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与すること を目的として市立堺病院を運営してきた。

第 2 期中期目標期間においては、**堺区南安井町にあった市立堺病院を移転**し、平成 27 年 7 月、西区家原寺町に堺市立総合医療センターを開院した。同センターでは、堺市で初となる救命救急センターを設置し、市内の救急告示病院との役割分担のもと、救急医療提供体制の構築に取り組んできた。医療サービスの提供に関しては、さまざまな変化に対応しながら、堺市における中核病院として、質の高い医療を安定的かつ継続的に提供し、業務運営に関しては、平成 27 年度の病院建設により悪化に転じた経営状況を、効率的・効果的な病院運営により段階的に改善してきた。

堺市の医療を取り巻く環境としては、団塊の世代の方が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、医療と介護の連携と地域医療構想を踏まえた病床機能の分 化、加えて、働き方改革など、社会情勢の変化への対応が求められている。

第3期中期目標の策定にあたっては、このような社会情勢の変化に対応し、 教急医療及び高度医療等を提供する高度急性期及び急性期機能を担う病院と して地域の医療機関との役割分担のもと包括的な医療サービスを提供し、市民 の健康の維持や健康寿命の延伸等に寄与するとともに、市民に信頼される病院 として、人材育成に努め、法令遵守に基づいた効率的・効果的な病院運営を行 うことを期待する。

これらのことを踏まえ、ここに病院機構に示す基本的な方針として第 $\underline{3}$ 期中期目標を定める。

前文

地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「病院機構」という。)は、平成 24 年 4 月に設立され、平成 27 年 7 月には現在地に移転し、堺市立総合医療センターを開院した。堺市医療圏初の救命救急センターを設置し、地域で求められる救急医療及び高度医療等を提供することで医療水準の向上を図り、安定的かつ継続的に市民の健康維持及び増進に寄与してきた。

第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症に対し、市内唯一の公立病院でありかつ感染症指定病院として、数多くの患者の受け入れやトリアージ病院としての役割を担うなど全職員が一丸となって対応に当たり、地域医療機関とも連携、役割分担をすることで数々の波を乗り越えてきた。一方で、本市において、新型コロナウイルス感染症の急拡大時には、入院患者の急増等に伴い、救急医療体制を含め、厳しい医療ひつ迫が生じた時期もあり、今後の新興感染症発生時等には、行政と病院機構、地域医療機関が連携し、速やかに体制が整備できるよう事前に備える必要があるといった課題も浮き彫りになった。また、近年相次ぐ医療機関へのサイバー攻撃に対する対策を徹底することが求められている。

令和 2 年度収支においては、新病院建設により悪化に転じていた経営状況 を、新型コロナウイルス感染症に対応しながらも、効率的・効果的な病院運営 を行う事で黒字化を実現した。

第4期中期目標では、医師不足や看護師不足、医師の働き方改革の導入、高齢化への対応など医療を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、公立病院として求められる新興感染症への備えや地域医療構想を踏まえた役割を果たし、かつ更なる経営強化に取り組むことで、医療、保健、福祉、教育等の行政全般等と連携・協力しながら持続可能な地域医療提供体制を確保することが求められ

第3期中期目標	第4期中期目標(案)
	る。また、大阪府全体の医療にも目を向け、広域連携にも貢献し、堺市二次
	医療圏を支える中核病院として、地域医療機関等との役割分担と連携強化
	<u>を図り、持っている機能を最大限に活かし、市民の皆様の命と暮らしを守</u>
	り、そして、本市の健康福祉を支える役割を担うことが求められる。
	市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防等に寄与し、疾病予防の充実・
	強化、健康を支える地域社会の形成の一端を担い、市民や関係機関から一層
	信頼され、市民にとって身近な病院となることを期待する。
	本中期目標をもとに作成される中期計画については、総務省が策定した公立
	病院経営強化ガイドラインに基づく公立病院経営強化プランを兼ねるものと
	する。なお、中期計画策定にあたっては、適切な数値目標を設定し、提供した
	医療の質や機能、他の病院との連携等を検証・評価することとする。
	これらのことを踏まえ、ここに堺市立病院機構に示す基本的な方針として第
	4 期中期目標を定める。
第1 中期目標の期間	第1 中期目標の期間
中期目標の期間は、 <u>令和2年</u> 4月1日から <u>令和6年</u> 3月31日までの	中期目標の期間は、 <u>令和6年</u> 4月1日から <u>令和10年</u> 3月31日までの
4年間とする。	4年間とする。
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 市立病院 として担うべき医療	1 <u>公立病院</u> として担うべき医療
(1) 救命救急センターを含む救急医療	(1) 救命救急センターを含む救急医療

- ア <u>市内、唯一の</u>救命救急センターの円滑な運営に努め、二次救急で対応が困難な重篤な患者に対して、24 時間 365 日、三次救急医療を提供すること。
- イ 市内の救急告示病院との適切な役割分担のもと、24 時間 365 日、二 次救急医療体制の維持に**取り組むとともに**、二次・三次の一体的運用 による救急医療の中核的役割を果たすこと。
- ウ 堺市消防局の救急ワークステーションとの連携によりメディカル コントロール体制において中心的な役割を果たすこと。
- エ 精神科医によるコンサルテーションのもと、適切な医療提供につな げることができる体制を整え、積極的に精神科合併症救急患者を受け 入れること。

(2) 小児医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき小児医療を**提供する とともに、**小児救急医療については、初期救急医療を担う堺市こども 急病診療センターや他の病院群輪番病院との連携と役割分担のもと、 24 時間 365 日、二次救急医療体制を確保すること。

(3) 周產期医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき周産期医療を<u>提供するとともに、</u>二次・三次の一体的な運用を活かし、緊急的に対応が必要な出産前後の方に対して適切な医療を提供すること。

(4) 災害・感染症・その他緊急時の医療

ア 災害その他緊急時には、災害拠点病院として、堺市地域防災計画等

第4期中期目標(案)

- イ 市内の救急告示病院との適切な役割分担のもと、24 時間 365 日、二 次救急医療体制の維持に**取り組み**、 二次・三次の一体的運用 による救急医療の中核的役割を果たすこと。
- ウ 堺市消防局の救急ワークステーションとの連携によりメディカル コントロール体制において中心的な役割を果たすこと。
- エ 精神科医によるコンサルテーションのもと、適切な医療提供につな げることができる体制を整え、積極的に精神科合併症救急患者を受け 入れること。

(2) 小児医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき小児医療を**提供し、**小児救急医療については、初期救急医療を担う堺市こども
急病診療センターや他の病院群輪番病院との連携と役割分担のもと、
24 時間 365 日、二次救急医療体制を確保すること。

(3) 周産期医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき周産期医療を<u>提供し、</u> 二次・三次の一体的な運用を活かし、緊急的に対応が必要な出産前後の方に対して適切な医療を提供すること。

(4) 感染症医療

【第2-1-(5)アへ移動】

に基づく対応を的確に<u>行うとともに、</u>自らの判断で医療救護活動を実施すること。また、大規模な災害や事故の発生に<u>備えた訓練の実施と物資の備蓄等を行うこと。</u>

イ 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、感染症患者の受入体制の維持、感染症に関する関係法令や市の計画等に基づく適切な対応など、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。

【新設】

【第2-1-(4)アから移動】

【第2-2-(1)から移動】

【新設】

第4期中期目標(案)

- ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、感染症患者の受入体制の維持、感染症に関する関係法令や本市の計画等に基づく適切な対応など、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。
- イ 新興感染症等に備えた平時及び感染拡大時の、必要な人材の育成と 確保、病床やスペースの確保、防護具の備蓄、本市内全体の体制整備 等を行政等と連携しながら図ること。

(5) 災害その他緊急時の医療

災害その他緊急時には、災害拠点病院として、堺市地域防災計画等に基づく対応を的確に<u>行い、</u>自らの判断で医療救護活動を実施すること。また、大規模な災害や事故の発生に<u>備え、市内の災害協力病院等と連携した訓練の実施と物資の備蓄等を行うこと。</u>

(6) がんへの対応

- ア がんは、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、その対策が市 民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、科学的 な知見に基づく適切で良質な医療提供を行うこと。また、地域がん診 療連携拠点病院としてがん診療の質的向上に努め、地域の医療機関と 連携し、がん相談や情報提供を行うこと。
- <u>イ</u>本市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がんの予防と早期発見に寄与すること。

第3期中期目標	第4期中期目標(案)
【文言修正後、第2-2-(2)から移動】	(7) 高度・専門医療
	ア <u>脳血管疾患、心疾患</u> の治療については、地域の医療機関との連携と
	役割分担に基づき、救命救急センターを有する施設として必要な高
	度・専門医療を提供すること。
	イ 糖尿病の治療については、食事、運動、薬物療法により適切な医療
	提供を行うこと。 また、合併症等重症化予防の医療に取り組むこと。
2 生活習慣病への対応	
(1) がんへの対応	【第2-1- (6) へ移動】
がんは、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、その対策が市	
民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、科学的	
な知見に基づく適切で良質な医療提供を行うこと。また、地域がん診	
療連携拠点病院としてがん診療の質的向上に努めるとともに、地域の	

(2) 高度・専門医療の包括的提供

ア <u>心疾患、脳血管疾患</u>の治療については、地域の医療機関との連携と 役割分担に基づき、救命救急センターを有する施設として必要な高 度・専門医療を提供すること。

医療機関と連携し、がん相談や情報提供を行うこと。

イ 糖尿病の治療については、食事、運動、薬物療法により適切な医療 提供を行うこと。

(3) 健康寿命の延伸に向けた予防医療の推進

ア 市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がん予防に寄与すること。また、糖尿病については、合併症等重症化予防の医療に取り組むこと。

【文言修正後、第2-1-(7)へ移動】

【文言修正後、第2-3-(1)へ移動】

第4期中期目標(案)

イ 市民の健康維持や健康寿命の延伸に寄与するため、市と連携や協力し、予防医療の推進に努めること。また、健康に関する保健医療情報の発信及び啓発に取り組むこと。

3 患者に寄り添った信頼される医療の提供

(1) 医療安全対策・感染対策の徹底

医療事故に関する情報の収集と分析を行い、医療事故の予防及び再 発防止に取り組むこと。また、院内感染防止対策の確実な実施等によ り医療安全対策を徹底すること。

- (2) 医療の質の向上
- ア 診療科の枠を越えた多職種が連携するチーム医療や医療センター の機能の充実、強化を行うこと。また、クリニカルパスの充実による 医療の質の標準化など、医療の見える化に取り組むこと。
- イ 医療の発展に貢献するため、臨床研究及び治験に積極的に取り組むこと。
- (3) 患者の視点に立った医療・サービスの提供
- ア 医療の中心は患者であることを常に認識し全ての患者の権利と人格を**尊重するとともに、**インフォームド・コンセントの徹底や患者の視点に立った環境整備に努め、心の通う医療を提供すること。また、地域で果たす役割や医療機能等について、患者ニーズに合った情報発信を積極的に行うこと。
- イ 患者が満足し、患者に信頼される病院をめざし、患者の視点に立っ たサービスを提供すること。

2 信頼される医療の提供と患者サービスの向上

(1) 医療安全対策・感染対策の徹底

医療事故に関する情報の収集と分析を行い、医療事故の予防及び再 発防止に取り組むこと。また、院内感染防止対策の確実な実施等によ り医療安全対策を徹底すること。

- (2) 医療の質の向上
- ア 診療科の枠を越えた多職種が連携するチーム医療や医療センター の機能の充実、強化を行うこと。また、クリニカルパスの充実による 医療の質の標準化など、医療の見える化に取り組むこと。
- イ 医療の発展に貢献するため、臨床研究及び治験に積極的に取り組む こと。
- (3) 患者の視点に立った医療・サービスの提供
- ア 医療の中心は患者であることを常に認識し全ての患者の権利と人格を**尊重し** 、インフォームド・コンセントの徹底や患者の視点に立った環境整備に努め、心の通う医療を提供すること。また、地域で果たす役割や医療機能等について、患者ニーズに合った情報発信を積極的に行うこと。
- イ 患者が満足し、患者に信頼される病院をめざし、患者の視点に立っ たサービスを提供すること。

第4期中期目標(案)

4 地域への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携推進

ア 地域医療構想を踏まえ、<u>市立病院</u>として担うべき医療機能を発揮し、地域での役割を果たすため、紹介された患者の_____受入と患者に適した医療機関への積極的な紹介や開放病床の利用促進を行い、地域の医療機関との連携や協力を推進すること。

イ <u>在宅医療については、</u>地域包括ケアシステムの推進に向け、関係者 との情報共有やネットワークの構築を<u>図ること</u>など、<u>医療施設</u>として の<u>役割</u> を果たし、<u>地域づくり</u>に貢献するよう積極的に努めるこ と。また、地域連携機能を強化し、医療関係者だけでなく介護関係者 との連携関係の構築に取り組むこと。

【文言修正後、第2-2-(3)から移動】

(2) 医療従事者の育成

医療専門職の養成や医療従事者の育成に貢献すること。

【文言修正後、第2-4-(1)から移動】

3 地域への貢献

【文言修正後、第2-3-(2)へ移動】

(1) 健康寿命の延伸に向けた予防事業の推進

市民の健康維持や健康寿命の延伸に寄与するため、緊密に行政や企業、学校、地域住民と連携や協力し、疾病予防の推進に努めること。 また、特定健康診査やがん検診をはじめとした健康に関する保健医療情報の発信及び啓発に取り組むこと。

【第2-3-(3)へ移動】

(2) 地域の医療機関等との連携推進

ア 地域医療構想を踏まえ、<u>公立病院</u>として担うべき医療機能を発揮 し、地域での役割を果たすため、紹介された患者の**迅速な**受入と患者

第3期中期目標	第4期中期目標(案)
	に適した医療機関への積極的な紹介や開放病床の利用促進を行い、地
	域の医療機関との連携や協力を推進すること。
【新設】	<u>イ 地域医療構想における推計年である令和7年(2025年)及び中期計</u>
	画最終年度である令和9年度における機能ごとの病床数を示すこと。
	ウ 地域医療構想や新型コロナウイルス感染症を踏まえ、病院間の役割
【新設】	<u>分担と連携強化を図るなど公立病院として果たすべき役割と機能を</u>
	<u>発揮すること。</u>
	エ 在宅医療について 、地域包括ケアシステムの推進に向け、関係者
	との情報共有やネットワークの構築を 図る など、 <u>公立病院</u> として
	の <u>役割と機能を</u> 果たし、 <u>地域</u> に貢献するよう積極的に努めるこ
	と。また、地域連携機能を強化し、医療関係者だけでなく介護関係者
	との連携関係の構築に取り組むこと
(3) 健康を支える環境整備に向けた行政全般等との連携と協力 市立病院として、医療、保健、福祉、教育等の行政全般等との連携 に努めること。	【前文へ移動】
【第2-4-(2) から移動】	(3) 医療従事者の育成
<u>【分2 4 (2) 以 り移到</u>	医療専門職の養成や医療従事者の育成に貢献すること。
	医療等門職の食成や医療促事者の自成に貝സ 9 ること。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
1 効率的・効果的な業務運営	1 効率的・効果的な業務運営
(1) 自律性・機動性・透明性の高い組織 <u>づくり</u>	(1) 自律性・機動性・透明性の高い組織
ア 適切な権限委譲と効率的な業務運営を図ること。また、経営に関す	ア 適切な権限委譲と効率的な業務運営を図ること。また、経営に関す
る企画立案機能の更なる強化を図り、各部門の業務分析や損益分析等	る企画立案機能の更なる強化を図り、各部門の業務分析や損益分析等

により患者動向や医療需要等の変化に即した効果的な医療提供体制

により患者動向や医療需要等の変化に即した効果的な医療提供体制

の整備に取り組むなど、戦略的な病院運営を行うこと。

- イ 外部評価等を活用し、効率的かつ効果的であり、また市民目線を活かした業務運営改善を組織全体で図ること。
- (2) 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)

患者の権利を尊重し、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営、個人情報の保護と管理の徹底を行うこと。

(3) やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備

職員の業績や能力を的確に反映し、職員のモチベーションの向上や 人材育成につながる客観的な評価制度等の整備、運用を行うこと。また、職員のキャリアアップを支援し、職員一人ひとりが「やる気と誇り」を持って働くことができる環境整備を行うこと。

(4) 働きやすい病院づくり

職員の健康を守り、一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、「働き方改革」の考え方に沿って、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、働きやすい病院づくりに取り組むこと。また、家庭と仕事を両立し、子育てをしながら安心して働くための支援の充実に努めること。

- 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 安定的な経営の維持

第4期中期目標(案)

の整備に取り組むなど、戦略的な病院運営を行うこと。

- イ 外部評価等を活用し、効率的かつ効果的であり、また市民目線を活かした業務運営改善を組織全体で図ること。
- (2) 法令・行動規範の遵守 (コンプライアンス)

患者の権利を尊重し、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営、個人情報の保護と管理の徹底を行うこと。

(3) やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備と運用

職員の業績や能力を的確に反映した客観的な評価制度等の整備、運用し、職員のモチベーションの向上や人材育成を行うこと。また、研修機会を確保するなどの環境整備を行い、職員のスキルアップを図ること。

- (4) 働きやすい病院
- ア 医師の働き方改革を踏まえ、適切な労務管理を行うこと。また、法 令を遵守し、タスクシフトの推進等により時間外労働の縮減を図る こと。
- イ 職員の健康を守り、全職員が能力を最大限に発揮できるようワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい病院をめざし、取り組むこと。また、家庭と仕事を両立し、子育てをしながら安心して働くための支援の充実に努めること。
- 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 安定的な経営の維持

収入の確保と効果的な費用節減に取り組み、経常収支比率の目標を達成 させ、安定的な経営を維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 環境にやさしい病院運営

<u>省資源及び省エネルギーに取り組み、低炭素社会の形成に寄与する環境</u> <u>にやさしい病院運営に努めること。</u>

第4期中期目標(案)

- ア 公立病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、本市の一般会計から運営費負担金として交付されていることを十分認識したうえで、中期計画に反映し、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。
- イ 収入の確保と効果的な費用節減に取り組み、各年度の収支計画を作成すること。また、計画期間末時点における経営指標に係る数値目標を定め、達成に努めること。
- ウ 施設・設備の整備、更新については、その必要性を十分検討の上、 長期的な視点で計画的に行うこととし、収支計画に反映すること。特 に医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上 で計画的に行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 デジタル化への対応

(1) 医療情報システムの安全管理

<u>医療情報システムに対する外部からのサイバー攻撃へのセキュリ</u> <u>ティ対策を徹底する等、十分な安全対策をとること。</u>

<u>(2) デジタル化の推進</u>

- ア 医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化推進のため、デジタル化の推進に努めること。
- イ マイナンバーカードの健康保険証利用について、医療保険事務 の効率化や患者の利便性向上を踏まえ、患者への周知等、率先して

第3期中期目標	第4期中期目標(案)
	利用促進に努めること。